

3. 道路特定事業計画の整備方針

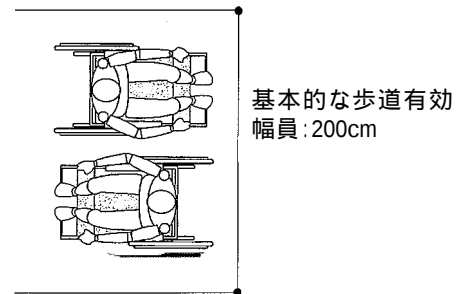
「道路特定事業計画の整備方針」は、道路特定事業計画を具体化するにあたっての、基本的な考え方を示すものです。

以下には主な考え方を示しますが、ここに記載していない詳細事項については、「道路の移動円滑化整備ガイドライン」に基づいて実施していくものとします。

3 - 1 歩行環境の改善

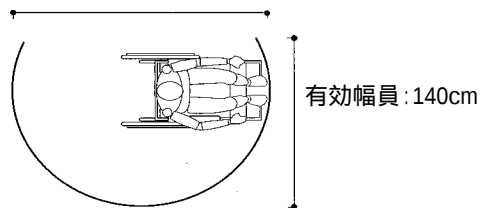
■ 歩道有効幅員の確保

- 基本的に車いすのすれ違いを考慮して、幅員 2 m 以上とします。
- やむを得ない場合は有効幅員 1.4m 以上とします。
 - ・ 車いすと人とがすれ違う最低幅及び車いすが 180 度転回できる最低幅を考慮します。

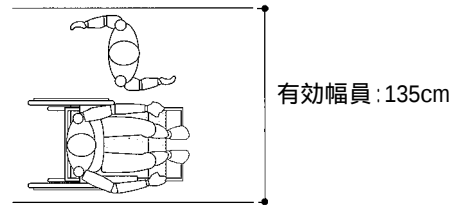


参考 - やむを得ない場合の考え方 -

- 車いすが 180 度回転できる最低寸法

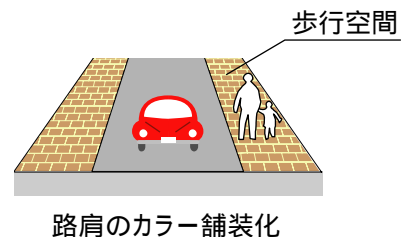


- 車いすが人のすれ違いの最低幅



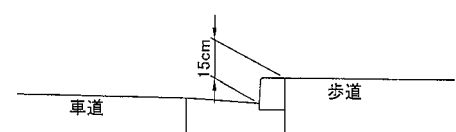
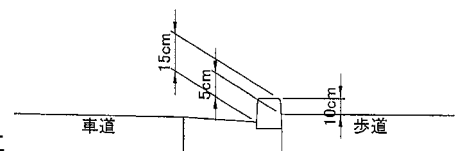
■ 歩行空間の確保

- 必要に応じて歩道設置が困難な場合、路肩のカラー舗装化やインターロッキングブロック舗装化によって歩行者の通行空間を明示します。



■ 歩道の構造形式と高さ

- 基本的にセミフラット型を採用します。
 - ・ 歩道の（縁石を除く）車道に対する高さ：5 c m
 - ・ 歩道に設ける縁石の車道に対する高さ：15 c m 以上
- やむを得ない場合はマウントアップ型を採用します。
 - ・ 歩道の（縁石を除く）車道に対する高さ：15 c m
 - ・ 歩道に設ける縁石の車道に対する高さ：15 c m

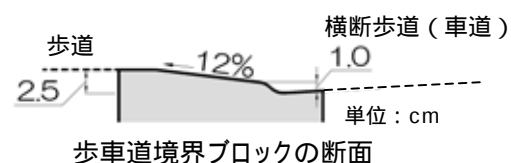


■歩道と車道の段差の解消（船橋市独自基準）

- 段差 1.0cm、勾配 12.0%のブロックを採用して、段差を 1.0cm とします。

- その場合、視覚障害者誘導用ブロックの設置を前提とします。

- ブロックの改善に関する情報提供や歩行訓練を実施していきます。



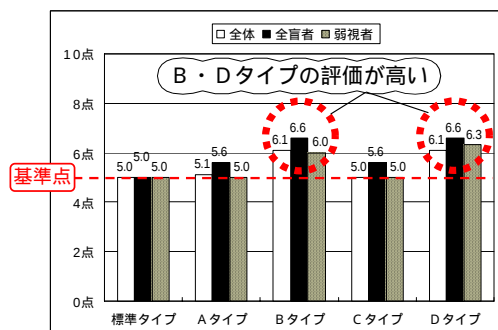
参考 - 歩道と車道の段差形状の評価 -

- ・ 歩道と車道の段差の形状については、視覚障害者、車いす・補助器具使用者の評価をもとに調整を図り、歩車道ブロックの形状はDタイプのブロックとすることを決定しました。

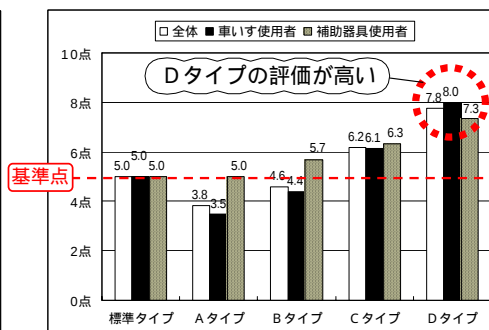
▼評価ブロックの形状

タイプ	標準タイプ	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ
概略図					
段差	2.0cm	2.0cm	2.0cm	1.0cm	1.0cm
勾配	0.0%	20.0%	12.0%	20.0%	12.0%
背面高	2.0cm	4.5cm	3.5cm	3.5cm	2.5cm

▼視覚障害者の評価



▼車いす・補助器具使用者の評価

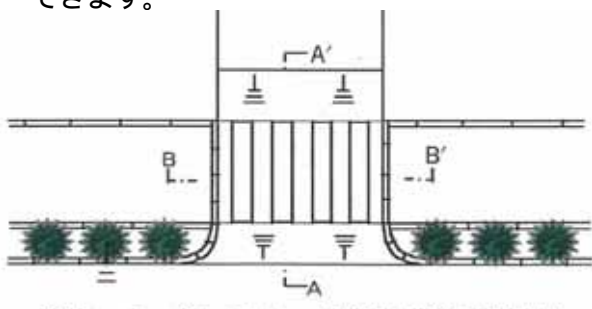


注) 標準タイプを基準点（5点）とした時の各タイプの評価点

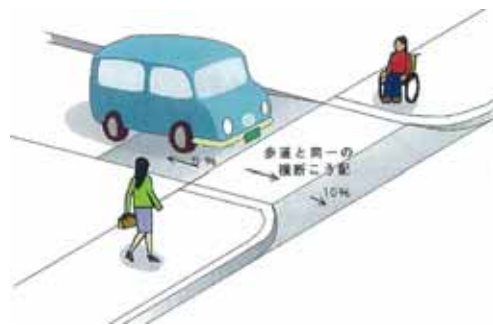


調査の様子

- 交差道路にハンプ構造を利用して、スムーズ横断歩道により段差を解消することもできます。



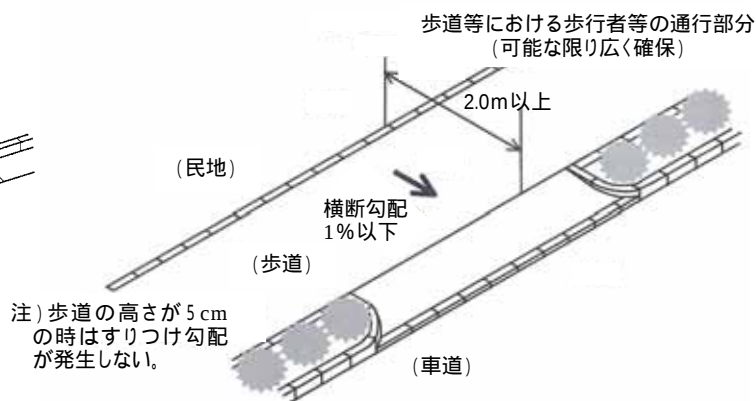
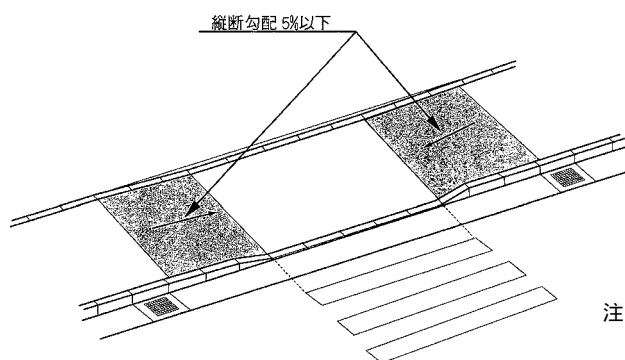
スムーズ横断歩道の平面図



スムーズ横断歩道の設計例

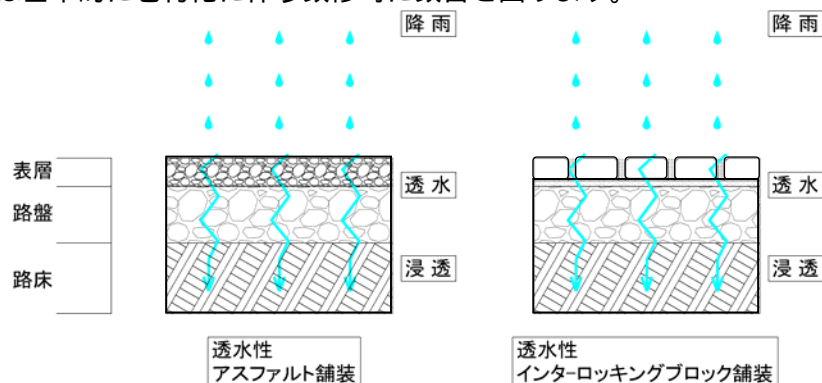
■ 勾配の改善及び平坦性の確保

- 縦断勾配は 5% 以下とします。
やむを得ない場合は 8% 以下とします。
- 透水性舗装とあわせて、横断勾配は 1% 以下とします。
やむを得ない場合は 2% 以下とします。
- 平坦部の有効幅員は 2m 以上とします。
- 排水溝のグレーチングは整備に併せて溝の細かいものに交換していきます。



■ 舗装の改善

- 歩道の舗装は雨水を地下に円滑に浸透させることができ、平坦で滑りにくい構造とします。
- 舗装は基本的に老朽化に伴う改修時に改善を図ります。



■バス停位置における歩道と車道の高さの改善

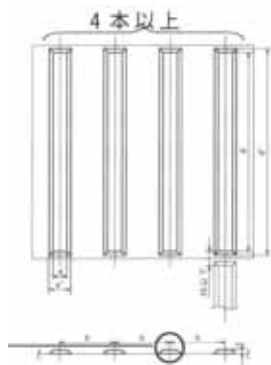
- バス停位置における歩道の車道に対する高さは15 c mを基本とします。
- ただし、沿道等現地の状況により適宜調整を行います。



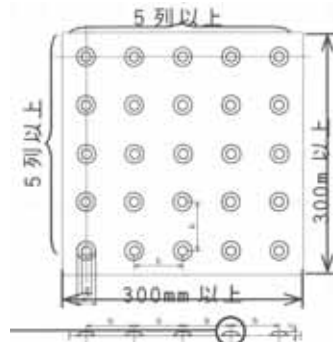
■視覚障害者誘導用ブロックの設置、改善（船橋市独自基準）

- 視覚障害者誘導用ブロックの形状・寸法はJ I S規格とします。
- 視覚障害者誘導用ブロックの色は黄色を基本とします。

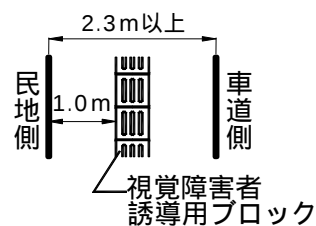
（誘導用・線状ブロック）



（注意喚起用・点状ブロック）



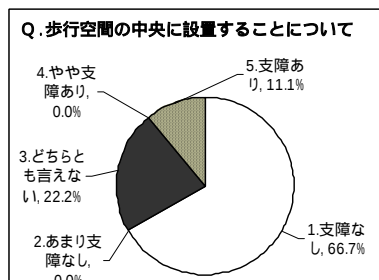
- 視覚障害者誘導用ブロックの設置位置は官民境界から100 c m程度とします。
- 歩道有効幅員が約 2.3m以下の場合、歩道の中央に設置することとします。



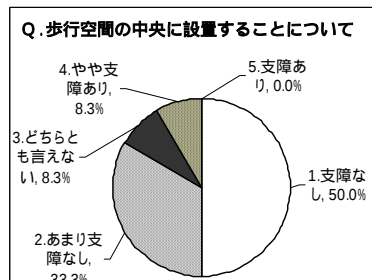
参考 - 視覚障害者誘導用ブロックの設置位置 -

- ・歩道上の違法看板や放置自転車などによって、通行の支障となることから視覚障害者誘導用ブロックの設置位置について調整を図り、基本的に歩行空間の中央とすることを決定しました。

▼視覚障害者の評価



▼車いす・補助器具使用者の評価



注)「視覚障害者誘導用ブロックの設置位置を歩行空間の中央にすることに支障を感じますか」というヒアリングを実施

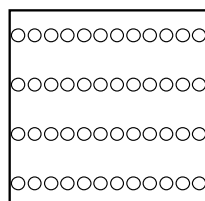
- 視覚障害者誘導用ブロック上の障害物放置防止のため、PRシートを敷設します。



PRシート（イメージ）

●エスコートゾーンの設置

- ・特定経路等の主要施設を結ぶ経路において、利用者が多く横断距離の長い信号交差点などは音響信号とともにエスコートゾーン（視覚障害者用横断帯）を設置します。



図はイメージです。



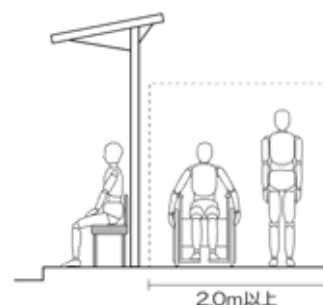
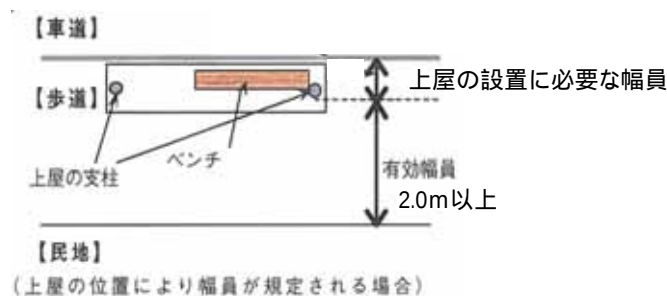
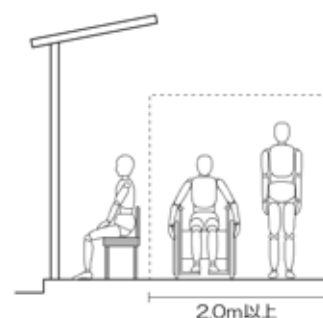
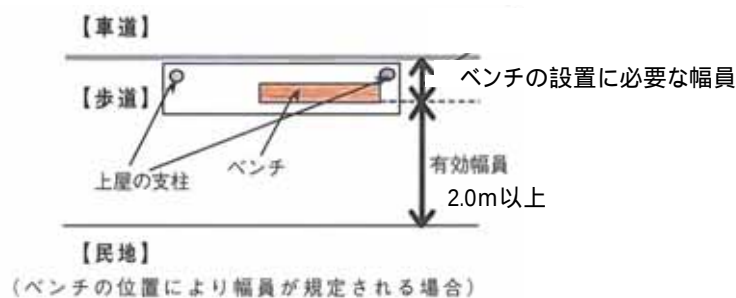
エスコートゾーン

参考 - エスコートゾーン（視覚障害者用横断帯）とは -

- ・エスコートゾーンとは視覚障害者用横断帯のことで、視覚障害者に対する横断歩道上での誘導を行うための路面に設置される案内施設のことです。

■バス停の上屋・ベンチの設置、改善

- バス停の上屋・ベンチは、重点整備地区内に状況に応じて設置します。
- バス停の上屋・ベンチを設置する歩道幅員は2.0m以上の有効幅員確保を基本とします。



■案内板の設置、改善

- 駅を拠点に、目的の施設へ放射状に大拠点案内、中拠点案内、小拠点案内によって、階層的な施設への誘導を行います。
- 基本的に特定経路には案内板を設置します。

	サイン内容
■ 大拠点案内 (鉄道駅出入口)	● 広域案内(市全域) ● 地域案内(3.0～2.0km 四方) ● 地区案内(1.5～1.0km 四方) ● 駅前広場案内(触知案内) ● 施設誘導サイン
■ 中拠点案内 (主要交差点、主要バス停付近)	● 地区案内(1.5～1.0km 四方) ● 施設誘導サイン ● 地点及び施設記名サイン
■ 小拠点案内	● 施設誘導サイン ● 地点及び施設記名サイン

・中拠点案内イメージ



・小拠点案内(行先表示)のイメージ



著名地点の案内標識は様式 114 B とする。

■ベンチ等の休憩施設の設置

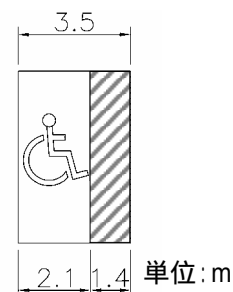
- 歩行等での移動を支援するため、適宜ベンチを設置します。
- バス停のベンチについても休憩施設として利用していきます。

■照明施設の設置・改善

- 夜間においても安全に移動できるように、照明を設置します。

■身体障害者用乗降場

- 駅前広場などには身体障害者用乗降場を設置します。



身体障害者用乗降場

3 - 2 景観面での配慮

■舗装面の改良

- アスファルトのカラー舗装化やインターロッキングブロック舗装化などによって、歩行空間の景観を向上させます。
- ただし、路面の平坦性を確保するため、目地等による段差、がたつきを少なくするよう配慮が必要です。

■道路緑化

- 道路に親しみと潤いを持たせるため、植栽等による緑化整備を行います。
- 休憩施設と一体となった緑陰の確保や花壇の整備を進めていきます。

参考 - 道路環境を改善するための対策例 -

- ・地域の状況に応じて、道路環境を改善する対策について併せて検討していきます。

(通過交通の排除)

■ 30 km / h 最高速度の区域規制

最高速度規制をネットワークとして面的な広がりのある複数の道路に対して指定するもので、標識を区域の境界部分である道路入口・出口部分に設置します。

■ 大型車通行禁止

特定路線あるいは特定の地区に対して、ある一定基準の大型車を、終日もしくは一定の時間に限って乗り入れを禁止します。

■ 一方通行規制

幅員の狭い道路で通行方向を限定します。



(走行速度の抑制)

■ ハンプ

車道面に凸型断面の舗装を施し、走行速度の抑制を図ります。

また、区域の状況に応じて、交差点出入り口をハンプ構造として歩道を連続化するスムーズ横断歩道を設置します。

■ 路面凹凸舗装

帯状の比較的小さな凹凸を間隔をおいて並べたり、舗装材の工夫等により路面に小さな凹凸をつけたりするので、速度の抑制を図るものです。

■ 狭さく・シケイン

自動車の通行部分の幅を物理的に狭くしたり(狭さく)線形をジグザクに蛇行(シケイン)させたりして、自動車の走行速度を低減させます。



(歩行者専用(優先)道路の整備)

■ 歩行者専用道路

車両の通行を禁止し、歩行者の通行と安全を確保します。

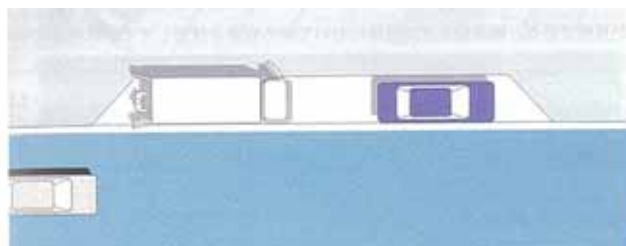
■ 歩行者優先道路

特定車両以外の車両の通行を禁止し、歩行者の通行と安全を確保します。

(駐停車スペースの確保)

■ 駐停車スペースの確保

地区内への訪問車両や荷捌き車両の駐停車、買い物のための短時間停車を考慮して、駐停車スペースを路上に確保します。



駐停車スペースの確保のイメージ